

# 福島市中規模小売店舗出店届出要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の出店に関し、周辺地域の生活環境保持と街づくりへの配慮を通し、地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 店舗面積

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。

### (2) 中規模小売店舗

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル以下のものをいう。

## (中規模小売店舗の設置者の責務)

第3条 中規模小売店舗の設置者は、その周辺の生活環境の保持及び街づくり計画等に十分配慮し、地域の特性に適合した秩序ある商業活動の確立が図られるよう努めなければならない。

## (概要説明)

第4条 第5条又は第6条の規定による届出（以下「届出」という。）を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、届出を行う前にあらかじめ市長にその出店計画の概要について、説明を行わなければならない。

## (中規模小売店舗の設置者等の届出)

第5条 中規模小売店舗を設置（既存の店舗面積を変更し、又は既存の建物の全部もしくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合も含む。）しようとする者は、開店日の3月前までに、福島市中規模小売店舗出店届出書（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

## (変更の届出)

第6条 前条の規定により届け出た者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、速やかに福島市中規模小売店舗出店設置変更届出書（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 中規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名

(3) 建物の構造及び店舗面積

(4) 中規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(5) 中規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(6) その他市長が必要と認める事項

(会議所等の長への通知)

第7条 市長は、第5条又は第6条の規定による届出があったときは、速やかに当該中規模小売店舗の設置予定地の商工会議所又は商工会の長に通知するものとする。

(勸告)

第8条 市長は、中規模小売店舗の設置者が届出をせず営業を開始したとき、又は届出内容が事実と異なるときは、当該者に対し必要な勧告をすることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

(福島市中規模小売店舗出店届出要綱の廃止)

2 福島市中規模小売店舗出店届出要綱(平成4年要綱)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際に現に福島市中規模小売店舗出店届出要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。